

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月10日
【会社名】	株式会社コネクホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀口 利美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	株式会社コネクテクノロジーズ 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	株式会社コネクテクノロジーズ 03 - 5332 - 6110
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（注1）
【届出の対象とした募集金額】	190,000,000円（注2）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- （注）1．本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、新株予約権付社債に関する株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権の代わりに、新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。なお、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。また、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、株式会社コネクテクノロジーズが社債権者に対し負担する社債の債務を、株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継いたします。
- 2．新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす額を合算した額です。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転にかかる株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から新株予約権付社債に付された新株予約権の行使にかかる社債の金額が減額されます。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1)【募集の条件】

銘柄	株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金190,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000,000円
発行価額の総額（円）	金190,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
利率（％）	年率4.6％
利払日	平成23年3月24日及び平成23年9月22日
利息支払の方法	<p>(1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の発行日である平成23年3月1日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年3月24日を第1回の利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払い、満期償還日を満期利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払う。なお、当社は「株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」についての社債に係る負債を継承することから当該社債の発行日である平成22年9月24日の翌日から平成23年3月1日までに発生した経過利息についての負債も併せて承継する。</p> <p>(2) 第1回利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に行使の効力が発生した本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(3) 第1回利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に繰上げる。</p> <p>(6) 利息の支払場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p>
償還期限	平成23年9月22日
償還の方法	<p>(1) 本社債は、平成23年9月22日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

	<p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(6) 「利息支払の方法」欄第(1)号に定める第1回利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下のように割当てる(注)3</p> <p>Brillance Hedge Fund 95,000,000円(19個)</p> <p>Brillance Multi Strategy Fund 95,000,000円(19個)</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません(注)2
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません(注)2
振替機関	該当事項はありません
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません
取得格付	取得していない。

(注)1. 本書に係る新株予約権付社債を、本書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2. ㈱コネクテクノロジーは、平成23年3月1日付で㈱コネクテクノロジーを株式移転完全子会社とし、株式会社コネクホールディングス(以下、「当社」といいます。)を株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。本届出書に係る新株予約権は、当社が株式会社コネクテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に対し付与する予定の株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権であります。なお、株式会社コネクテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債は、その申込期間に申込があり、かつ払込期日である平成22年9月24日までに払込がなされたため、当該社債の発行を行っております。なお、当該社債について平成22年9月24日から平成22年9月30日までの間にその一部(Brillance Hedge Fundで5百万円(1個)、Brillance Multi Strategy Fundで5百万円(1個)の合計で10百万円(合計2個))が行使(行使により交付された㈱コネクテクノロジーの株式数はそれぞれ Brillance Hedge Fundで909株、Brillance Multi Strategy Fundで909株の合計1,818株)されたため、本届出書提出現在における残存個数は38個となっております。
3. 本届出書現在における第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の数の合計を記載しております。そのため実際の発行数は38個を下回る可能性があります。

4. 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終の㈱コネクテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者です。
5. 新株予約権は、平成22年10月21日に開催された㈱コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認および第11期定時株主総会への付議)および平成22年11月26日開催予定の株式会社コネクテクノロジーズ第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。
6. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
7. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
 - (1) 当社が「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が(新株予約権付社債に関する事項)の「新株予約権の行使時の払込金額」欄又は「担保」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が500万円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
 - (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
 - (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。
8. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告
本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。 <転換価額の修正> 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。</p> <p>3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額： 当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て） 上限転換価額 138円 下限転換価額 35円 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）</p> <p>4. 割当株式数の上限、下限： 上限 1,376,778株 下限 5,428,566株 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式。なお、1単元は100株。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額（ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。</p>

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、株式会社コネクテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする(1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。)ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

2. 転換価額の修正

本新株予約権の割当日である平成23年3月1日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第3項による調整を受ける、以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初転換価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、本項による調整を受ける、以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限転換価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金190,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。</p>

新株予約権の行使の条件	1 各社債に係る新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2 各社債に係る新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 平成22年8月31日現在の株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「第2回新株予約権付社債」といいます。)の個数は40個であり、当社が、本株式移転に際し、株式会社コネクトテクノロジーの第2回新株予約権付社債の社債権者に対して第2回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、当社の成立の日の前日現在発行している第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。

2. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券)の発行により資金の調達をしようとする理由
当社は株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る負債を継承します。

従って、今回の募集は、本株式移転に際して、(株)コネクトテクノロジーの社債権者の有する株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社が、これらと実質的に同一の経済的効果をもつ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしておりません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーが平成22年9月24日付で発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債における手取金の使途は以下のとおりであり、(株)コネクトテクノロジーが支出予定時期に従って当該使途に充当又は充当する予定としており、当社が当該手取金を他の使途に充当する予定はありません。

具体的な使途		金額	支出予定時期	
財務基盤を安定化させるための運転資金	当社の受託開発における開発原価としての既存従業員を対象とする人件費	138百万円	平成22年9月～平成23年8月	
	販売管理費としての既存従業員を対象とする人件費	23百万円	平成22年9月～平成23年8月	
	支払未納分	地代家賃	2.5百万円	平成22年9月
		給与未払分	3百万円	平成22年9月
		監査料未払分	1.5百万円	平成22年9月
保険料未払分		15百万円	平成22年9月	
短期借入金返済(借入先:堀口利美、借入金額:金5百万円、借入日:平成22年8月27日、返済期日:平成22年9月30日、借入利率:1.475%)		5百万円	平成22年9月	

3. 本社債に付された新株予約権の数

各社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計38個の新株予約権を発行する。なお、各社債の金額に対する新株予約権の付与割合は100%とする。

4. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに署名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 本社債に係る新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類を行使請求受付場所が受領した日に発生する。行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された㈱コネクテクノロジーズの取締役会決議（株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議）及び平成22年11月26日開催予定の㈱コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日（東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

7. 当社の株券の売買について社債権者との間で締結する予定の取決めの内容

本社債に付された新株予約権の行使により発行され、社債権者に交付された当社新株式の売買については特に取り決めはございません。なお社債権者であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとは、当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される）とBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとのいずれの間で、本社債にかかる買受契約の締結に起因又は関連してなされる空売りを目的として、借株を行わない旨を当該買受契約書において約する予定であります。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について社債権者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額について

転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額は、株式会社コネクテクノロジーズの第2回新株予約権付社債における当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額をそれぞれ本株式移転における株式移転比率に基づき、計算した理論数値であります。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

2【新株発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

当社は株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る負債を継承します。

従って、今回の募集は、本株式移転に際して、(株)コネクトテクノロジーの社債権者の有する株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社が、これらと実質的に同一の経済的効果をもつ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしておりません。

上記理由から手取金は発生しません。

(2)【手取金の使途】

当社は株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る負債を継承します。

従って、今回の募集は、本株式移転に際して、(株)コネクトテクノロジーの社債権者の有する株式会社コネクトテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社が、これらと実質的に同一の経済的効果をもつ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしておりません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーが平成22年9月24日付で発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債における手取金の額は188百万円（調達資金200百万円から発行諸費用12百万円を控除した額）であり、(株)コネクトテクノロジーが当初の支出予定時期及び使途に従って充当又は充当する予定としており、当社が当該手取金を他の使途に充当する予定はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

(株)コネクテクノロジーズにおける従来の取り組みと現状認識

(株)コネクテクノロジーズは、無線通信に関わるコアテクノロジーとサービスプロバイダとを技術的に結びつける上で必要不可欠な存在を目指しており、基幹事業として システムソリューション事業、 プロダクツ事業、 コンサルティング事業、 サービス事業の4つに注力し、様々なソリューションの提供を行って参りました。

昨今、(株)コネクテクノロジーズを取り巻くビジネス環境は、携帯電話を利用した様々なサービスが増加しビジネス機会が増加している一方、サービス提供者間の競争はますます激しいものとなってきており、(株)コネクテクノロジーズがこのような競争の中を勝ち残っていくためには、競合他社に比べ高度なソリューションを提供し、自社サービスを差別化していくことが求められており、差別化を図るにあたって、何が成長分野であり、何が成熟分野であるかを的確に見分けるとともに、今後の成長分野へ継続的かつ効果的に投資を行っていくことが非常に重要であると認識しております。

これらに加え成長分野への積極的投資のためには、スピーディかつ効率的な経営体制の構築が必要であると考えております。

積極的投資とは、生産能力向上、もしくは資本を増加させるための積極的な投資行為であり、金銭による投資のほか、従業員の教育を含めた人的投資をはじめ、技術ノウハウや経営まで幅広い投資を指すものです。

なお、先般(株)コネクテクノロジーズが平成22年9月24日を割当日として実施した第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行で調達した200百万円（差引手取概算額188百万円）の用途については、当該積極的投資にかかる資金ではなく平成23年8月までの運転資金に充当する予定であるため、金銭による投資は長期的な視野で行う予定であります。従って、現時点においては、従業員を対象とする教育、その派遣（教育員の派遣受入など）など極力コストを要さない可能な投資を先行的に行い、人的資源を含めた既存資源の最適化を優先させることで生産能力の向上を図る予定です。

(株)コネクテクノロジーズは、平成22年1月に、経営意思決定の迅速化及び執行機能の強化、並びに経営の執行機能と監督機能の分離に伴う監督権限の強化を目的として、業務執行に対する責任と権限を持つ執行役員制度を導入いたしました。また、平成22年7月に新たに5名の取締役を選任、平成22年8月に新たな代表取締役を選任し、新しい経営体制による業務改善に取り組んで参りました。

これらの取り組みにより、コストを意識した営業展開が図られた結果、平成22年8月期通期におきましては、連結・個別ともに赤字を計上したものの、従来の赤字幅が縮小し、緩やかな収益改善の傾向が見られるなど、一定程度の効果が表れてきました。かかる効果は執行役員制度の導入によるところが大きいと考えており、緩やかな収益改善傾向が見られることとなった現在、ようやく後向きの施策から前向きの施策に積極的に取り組んでいくための環境が整いました。

しかしながら、上場会社として必要な監査費用や株主名簿管理費用を含めた管理部門をはじめとする間接経費の負担を全て吸収できるまでに至っておらず、これらの改善を目的として、次にどのような事業展開を図れば最適なのか、慎重にその検討を進めて参りました。

(株)コネクテクノロジーズは、現在まで、本業に直結するB to Bのビジネスモデルに特化する経営方針を掲げ、人員の削減や費用の圧縮など経営の合理化及びスリム化を図って参りました。

検討を進める中で、これまでも同じような環境下で、収益改善を目的に組織のスクラップアンドビルドが繰り返され、その組織の刷新が図られた結果についての検証を行いました。

過去において実施された組織のスクラップアンドビルドに伴う効果を鑑み、旧来のクライアントからの要請による受託開発業務などの紹介型営業（もしくは反響型営業）を中心とする営業体制の下においては、これ以上の経営の合理化及びスリム化という後向きの施策を行うことは限界があると考えたことに加え、これらを実施することは既存従業員の更なるモチベーション低下が想定され、その結果として、過去における結果と同じように(株)コネクテクノロジーズが有する技術力の維持が出来ずに業績回復の足枷になる可能性があると考えました。

一方、去る7月及び8月に新たに取締役や代表取締役が選任され新しい経営体制の下において再出発したことを契機に、クライアントに対して積極的にアプローチする提案型営業を中心とする営業体制へと一部をシフトさせ、(株)コネクテクノロジーズの赤字体質のもととなっていた営業の考え方が少しずつ改善されてきました。

しかしながら、経営意思決定における業務執行に対する判断(営業現場の案件に対する、決裁にかかる判断など)に時間を要する体制やその承認フローを短期間のうちに改善することは、現組織では旧来体質に慣れた従業員の迅速な意識改革という観点からも難しく、経営意思決定の体制やその承認フローの改善にかかる取り組みは、遅々として進まず、事業マーケットの環境変化に経営判断が一部追いついていない状況が続いておりました。

現状における問題点とそれに対する方法は以下のとおりであります。

a. 社内外に対する意識付け

経営意思決定スピードのロスに伴って機会損失が発生している状態が続いており、これを改善し機会損失を収益機会に転換させるためには、更に踏み込んだ大胆かつ合理的な手法による組織の刷新及び従業員をはじめ社内外に対してグループが業績向上を目的に変化することを確実にしめ、これに伴う意識付けが必要不可欠と考えました。

b. 業務執行を更に推進し、収益構造の改善に繋がる組織体制

a. のとおり、経営判断が一部追いついていない事態を克服するためには、更なる収益構造の改善を図り、その改善スピードを加速させるとともに事業マーケットの環境変化のスピードに対応するための経営意思決定と業務執行機関を分離した体制構築が極めて重要であり、権限と責任の両面の委譲を最優先事項と考えました。

c. 組織の再構築の方法

現在の執行役員制度は機能しているものの、権限に付随する業績に対する結果責任については、営業及び開発部門やそこに属する従業員において、それぞれに責任意識が異なり、その乖離も大きく、過去において実施された組織のスクラップアンドビルドとは全く異なる抜本的な収益構造改革を実施したうえで、その乖離を払拭し、役職員が同じ認識のもとで社業に取り組める環境を構築し、新たにスタートすることが適当と考えました。

構築にあたって、過去において組織のスクラップアンドビルドが繰り返され、その組織の刷新に伴って発生した結果を鑑みて、黒字転換と収益構造改革を主眼として、持株会社がグループ全体の経営方針を決定するなどグループにおける経営意思決定としての機能を持ち、傘下子会社が業務執行機関として一定の権限を持った上で業績に対する結果責任を負いながら事業推進を行う体制を構築することが最良の方策であるとの判断に至りました。

これら a. ~ c. の実施により(株)コネクテクノロジーズの機会損失も軽減され収益機会が増加することにより収益構造が変わるだけでなく、持株会社と傘下子会社のそれぞれの役割を明確にすることによって持株会社をはじめ傘下子会社の役職員の立場としての責任意識やモチベーションの向上が見込まれ、引いてはグループ全体の意識改革にも繋がることを期待できると考えました。

事業軸の明確化

持株会社体制を契機に、(株)コネクテクノロジーズが手掛けている4つの基幹事業のうち以下の2つについて、更なる集中を図ると同時に、改めて事業軸を明確にいたします。これに加え、旧来の紹介型営業体制から脱却し、積極的にアプローチする提案型営業体制への全面的なシフトを図り、機動的に展開するためには、事業シナジーを迫及した業務提携及び協業など迅速な経営判断を行い、各事業の独立性を一層高めること及び経営資源の効率的な配分を行うことが不可欠と考えております。

これらを踏まえ、今後における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、「総合ITソリューションカンパニー」として、様々なITソリューションを提供できるグループを目指します。

グループが目指す「総合ITソリューションカンパニー」とは、IT分野を活かして、お客様からのニーズに応じた幅広いソリューション及びサービスを提供できる会社であります。

持株会社体制への移行に伴う事業への更なる集中として、(株)コネクテクノロジーズが手掛ける4つの基幹事業のうち、以下の理由からシステムソリューション事業とサービス事業に注力することとし、これら2つを今後の事業軸とすることとしました。

システムソリューション事業は、主に携帯端末を利用したシステム開発、サーバ構築などのソリューションを提供する事業で、創業からの既存事業でもあります。また、(株)コネクテクノロジーズが最も得意とする事業でもあるため、その蓄積されたノウハウも多いため引き続き、競合他社との優位性が保てると判断しました。サービス事業は、携帯端末に特化した付加価値サービスを提供する事業で、携帯端末をはじめとする成長分野をその対象としていることに加えサービスを提供する範囲が限定されないため、将来性、成長性という観点から収益性が高く見込めるものと判断しました。

これらに加え、既存事業とのシナジー効果を見込んで、現行の経営陣の得意分野であるエンターテインメント事業を3つ目の新たな事業軸とすることで、総合ITソリューションカンパニーにおけるグループ力の付加価値、独自性を高められると判断しました。

新たな事業軸であるエンターテインメント事業は、エンターテインメント事業者をターゲットにした消費者向けEコマースの運営(Eコマースのシステムなどのインフラはサービス事業にて提供する予定)など、いわゆるエンターテインメントソリューションを主眼に置いた事業であります。当面においては既存事業とのシナジー効果を見込んで、映像・音楽などの番組コンテンツの配信、アプリケーションの提供などインターネットに接続可能な携帯端末のネットワークを介するサービスの提供を行う予定であり、将来においてはイベント企画、キャストイング、プロダクション業務など幅広い展開を考えております。

なお、既存の残り2つの基幹事業であるプロダクツ事業とコンサルティング事業については、旧来のような事業への注力を行わずサービスの継続を主眼として、いずれもサービス事業のサービスラインナップとして、それぞれ取り込み、集約することで従前どおりシステムソリューション事業を補完できる体制をとる予定です。

<現在(株)コネクトテクノロジーズが展開する4つの基幹事業>

システムソリューション事業

顧客企業向けに、主に携帯端末を利用したシステム開発、サーバ構築等ソリューションを提供しております。具体的には、携帯端末を鍵として利用する鍵管理システムや、携帯端末を利用した会員証システムの構築、携帯端末をかざすことにより発券・入場が可能となるチケットサービス等幅広く取り組んでおります。

プロダクツ事業

システムソリューション事業で蓄積してきたノウハウをソフトウェアツール(開発を容易にするユーティリティ・ソフト)、ライブラリ(プログラムの集合体)、エンジン(特定の処理を行う際の中心機能)といった形にパッケージングした販売を行っております。これに加え、ハードウェアの設計、プロトタイプ製作をはじめとするハードウェアソリューションにも取り組んでおります。

コンサルティング事業

携帯電話を利用したサービス展開を検討している顧客企業向けに、技術的なアプローチによるコンサルティング及び実験的なシステム開発の請負を行っております。

コンサルティング業務及び先進的なシステム開発を重ねていくことにより、開発力が向上するとともにコアテクノロジーに関するノウハウが蓄積されており、これら蓄積されたノウハウをシステムソリューション事業、プロダクツ事業にフィードバックすることにより、各事業における相互補完を図っております。

サービス事業

携帯端末に特化した高付加価値サービスを提供するとともに携帯端末向けソフトウェアの検証請負を行っております。

< 持株会社体制後においてグループが取り組む事業（事業軸） >

システムソリューション事業

既存（持株会社前）のシステムソリューション事業の内容のとおりですが、医療向け・官公庁向けのトータルのパッケージシステム（Web版）など今まで未着手となっていた分野へのシステムソリューションを強化する予定です。また、システムソリューション事業での付加価値を高めることを目的にサービス事業やエンターテインメント事業でのサービスの提供範囲を拡げ、それぞれの事業における横展開による相互のシナジー効果を見据えながら収益拡大を図る予定です。

サービス事業

既存のプロダクツ事業、コンサルティング事業をサービス事業に組み入れ統合のうえ、集約するため、当該既存3事業を継続するほか、新たな事業軸であるエンターテインメント事業にかかるサービス、EコマースやE決済に関連するサービスインフラの提供などを強化する予定です。

エンターテインメント事業

映像・音楽などの番組コンテンツの配信、アプリケーションの提供などインターネットに接続可能な携帯端末のネットワークを介するサービスの提供を行います。また、既存事業とのシナジーを見込んでイベント主催者をターゲットにした企業間取引を中心とするEコマース（Eコマースのシステムなどのインフラはサービス事業にて提供する予定）の運営などを行う予定です。

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2) 持株会社体制移行に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4) 持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクトテクノロジーは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日（効力発生日）として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクトテクノロジーは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクトテクノロジー株式会社は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

(2) 持株会社体制移行検討に当たって特に重視した点

これまでの投資経緯と反省

(株)コネクトテクノロジーは創業以来、人的投資や事業の拡大のための投資を行って参りました。これらに加え、主にIT事業を行う未公開企業に対する有価証券投資を行って参りました。当該有価証券投資に関しては、取締役会での承認を経てきたものの、投資基準、投資後の投資先からの情報収集（業績や事業進捗等）、売却判断のルール等が社内で明確化されておりました。このような過去の経緯を踏まえ、未上場・上場に問わず有価証券等への投資を行う場合の社内における投資基準等を明確化するために、常勤役員及び弁護士あるいは公認会計士による投資委員会を設置し、現実に有価証券等の投資を行う際には投資委員会の審査を経たものを取締役会に諮り、その承認を得るフローといたしました。

上記の投資経緯そのものは持株会社体制移行とは直接関係はございませんが、投資を行う場合の基準等の明確化などルールの制定や認識の統一は、持株会社体制になった後のグループ形成において重要であると考えております。もっとも、現在の(株)コネクトテクノロジーにおいては、計画性の無い安易な有価証券等の投資は行わない方針であり、事業でのシナジー効果を鑑みたくて、資本参加するメリットが十分であると判断した場合にのみ資本参加をする方針であり、この方針を今後の持株会社体制でも徹底し、継続する予定です。

基幹事業の採算性

平成22年8月期における、各セグメントの営業利益は、システムソリューション事業で110百万円、プロダクツ事業で1百万円、コンサルティング事業で3百万円、サービス事業で7百万円となっております。このように、一部のセグメントでは営業黒字となっておりますが、事業全体の縮小に伴い販管費に含まれる未稼働の人員費を考慮すると全セグメントにおいて実質赤字であり、㈱コネクテクノロジーズといたしましては、業績回復のための更なる努力が必要と考えております。(1)背景及び目的に記載いたしましたように、今後は㈱コネクテクノロジーズが得意とする事業へ経営資源を集中させ、提案型営業体制の下、「待ちの経営（営業）」から「攻めの経営（営業）」へ転じます。その過程において各事業の採算性を重視するために持株会社体制とし、子会社となる各事業を担う事業会社にコスト意識と事業運営に対するコミットを明確にさせることがグループ全体の成長に繋がると考えました。㈱コネクテクノロジーズにとって黒字転換と収益構造改革は重要かつ必須の課題であり、管理会計の観点からも持株会社体制により各事業における採算性を明確にすることは極めて有効と考えます。

なお、基幹事業は従来の4つを2つに集約し、既存事業からの派生業務の強化という形で新たに基幹事業を1つ追加いたしますが、これらの3つの事業部門は㈱コネクテクノロジーズとして注力すべき分野の絞り直しという意味での基幹事業の再構築であります。

基幹事業の拡大方法

持株会社化を契機に、システムソリューション事業、サービス事業、エンターテイメント事業の3つの事業軸を中心として展開を行います。事業展開の方法としては、計画性の無い安易なM&Aにより子会社を増やすのではなく、まずは既存資源（人的資源、ノウハウ、顧客等）を活かすことが重要であると考えております。この既存資源でも足りない場合は、それを補う目的で、業務提携によるノウハウ取得、従業員教育などかかるコストを意識したうえで、最大の効果を得られる事業拡大方法を選択します。なお、M&Aにより新たに子会社を取得する場合には、上記と重複しますが、長期的な視野に立って、グループとの事業シナジー及び取得する子会社の成長性を十分に検討したうえで慎重に行う予定です。

(3) 持株会社体制への移行によるメリット

グループ事業の展開力強化

3つの事業軸を中心として機動的な展開を図るため、新設される持株会社は、グループ全体の経営企画機能と財務機能を持ち、グループの横断的な戦略の立案・実施、経営管理・人事管理、経営資源の効率的・効果的な配分をはじめ、資金調達、運用業務を行い、包括的な立場から子会社となる各事業を担う事業会社を支援します。子会社となる各事業を担う事業会社は、それぞれの事業に専念することにより、グループ全体の経営効率の向上を図るとともに、更なる企業価値の向上を実現します。

ステークホルダーをはじめ、より分かりやすい組織体制を構築することにより、各事業を担う事業会社は、新設される持株会社の傘下に置かれる形となり、3つの基幹事業について、より明瞭性が高まるとともに、グループ戦略の認知度が向上し、分かりやすい情報開示を行えるようになるため、事業内容も更に理解がされやすくなるものと考えております。

経営戦略の機動性及び経営効率の向上

持株会社体制へ移行することにより、経営戦略策定を行う持株会社と業務執行を行う各事業会社を明確に区分し、グループ全体での経営戦略の迅速な意思決定による機動性が図られ、経営効率を向上させることができると考えております。

また、持株会社において各事業会社間の統制をとることにより、グループ全体でのリスク管理体制が強化されます。

各事業における専門性の向上と人材におけるモチベーションの向上

各事業を担う事業会社は自立した法人として権限移譲のもと独立採算の経営が行われ、業務執行に係る意思決定や経営責任も自ら負うこととなります。その結果、業務に専念するとともに自らの権限裁量のもとで幅広く業務を行うことが可能となり、経営意識向上による人材育成及びモチベーションの向上が図られると考えております。また、それぞれの事業領域の業務に集中することにより、専門性が更に高まり収益力が向上するとともに業績に対する結果責任の明確化が図られると考えております。

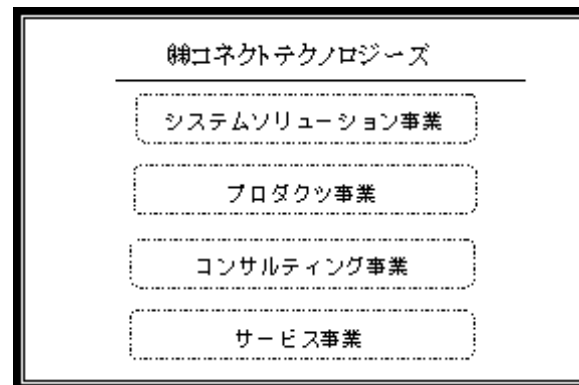
(4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクトテクノロジーズは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

[S T E P] 株式移転による持株会社設立

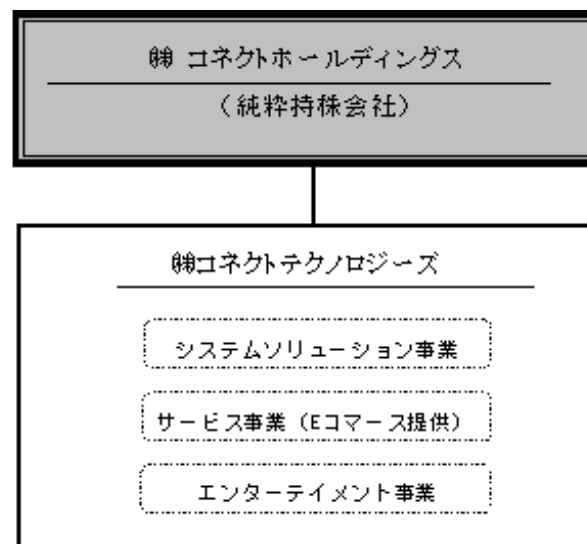
平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクトホールディングス」を設立し、(株)コネクトテクノロジーズは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

< 現行 >



< 持株会社設立 >

持株会社を新設

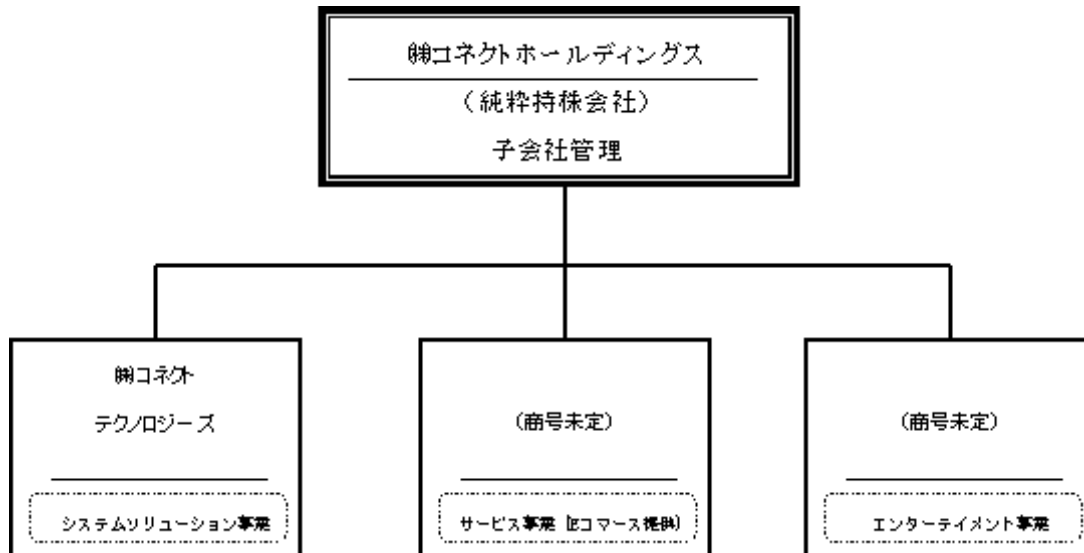


既存の「プロダクツ事業」と「コンサルティング事業」は「サービス事業」に組み入れ統合のうえ、集約します。

〔STEP 1〕持株会社移行後の体制（平成23年8月期中において実施予定）

組織再編手法を用いて、(株)コネクトテクノロジーズが展開する4つの基幹事業を戦略的に再編し、3つの事業軸を中心にそれぞれの事業に専念できる体制を構築します。なお、かかる再編のスキームなどの詳細は未定であります。平成23年8月期中に事業部門の再編を実施する予定です。

< 持株会社移行後の体制（事業部門の再編完了後） >



2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社コネクトホールディングス Connect Holdings Corp.		
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役社長	堀口利美	現(株)コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼CEO
	取締役	長倉統己	現(株)コネクトテクノロジーズ 執行役員CFO兼経営管理統括本部長
	取締役	赤尾泰明	(株)ピタースウィートミュージック 代表取締役社長
	取締役(社外)	阿部純文	(株)イベリカホールディングス 代表取締役社長
	監査役(社外)	大森勲	現(株)コネクトテクノロジーズ 仮監査役
	監査役(社外)	水品靖芳	現(株)コネクトテクノロジーズ 仮監査役
	監査役(社外)	大松澤清隆	現(株)コネクトテクノロジーズ 監査役(社外)
(5) 資本金	10,000,000円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	8月31日		

(注) 社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で(株)コネクトテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役(一時監査役職務代行者)として同日付で選任されており、平成22年11月26日に予定する同社の定時株主総会におい

て、同社の社外監査役候補者として両名を推薦する予定です。

提出会社の企業集団の概要

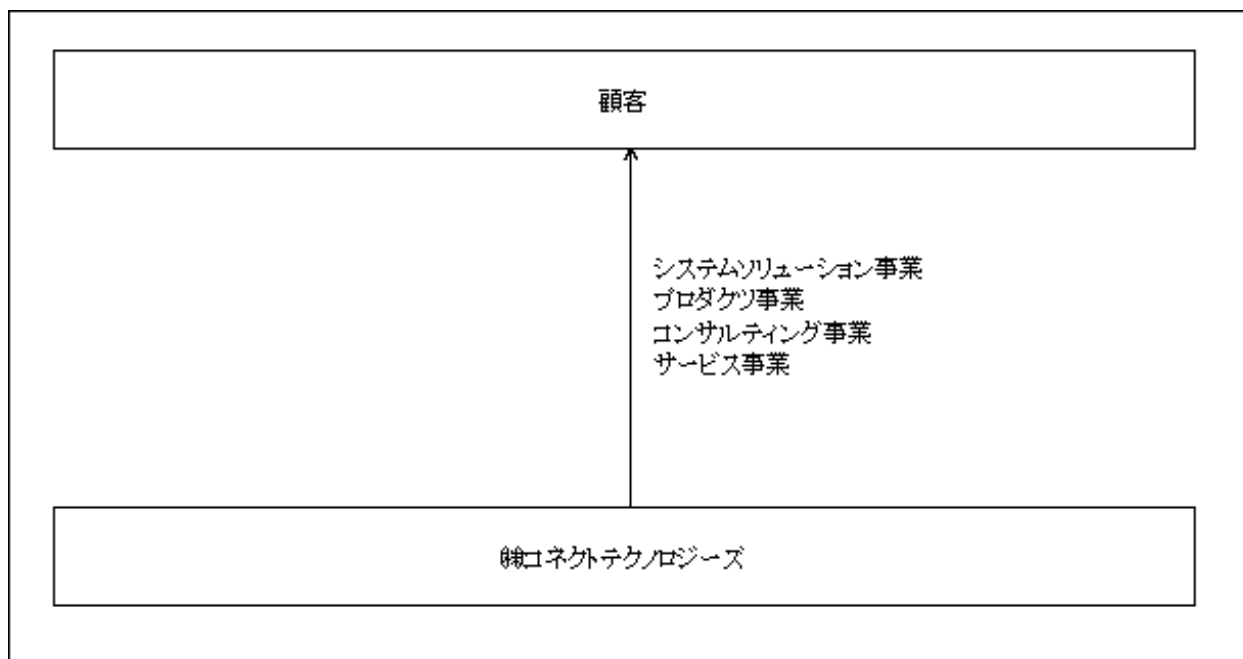
当社と㈱コネクテクノロジーの状況は以下のとおりです。

㈱コネクテクノロジーは、第11期定時株主総会による承認を前提として、平成23年3月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立（以下「本株式移転」といいます。）することにしております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有割 合(%)	役員の兼務等		関係内容		
					役員 (名)	従業員 (名)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
(連結子会社) ㈱コネクテクノ ロジー	東京都 新宿区	3,486,703	情報・通信業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、㈱コネクテクノロジーは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーの最近事業年度末日時点の状況は、次のとおりです。

㈱コネクテクノロジーと子会社等の状況を事業系統図によって示すと、次のとおりです。なお、平成22年7月22日付で㈱コネクテクノロジーの連結子会社であった株式会社マイティークラフトの所有株式の全てを譲渡したため、㈱コネクテクノロジーの関係会社（連結子会社）はございません。



1 システムソリューション事業

顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築等ソリューションを提供しております。具体的には、携帯電話を鍵として利用する鍵管理システムや、携帯電話を利用した会員証システムの構築、携帯電話をかざすことにより発券・入場が可能となるチケットサービス等幅広く取り組んでおります。

2 プロダクツ事業

システムソリューション事業で蓄積してきたノウハウをソフトウェアツール（開発を容易にするユーティリティ・ソフト）、ライブラリ（プログラムの集合体）、エンジン（特定の処理を行う際の中心機能）といった形にパッケージングした販売を行っております。これに加え、ハードウェアの設計、プロトタイプ製作をはじめとするハードウェアソリューションにも取り組んでおります。

3 コンサルティング事業

携帯電話を利用したサービス展開を検討している顧客企業向けに、技術的なアプローチによるコンサルティング及び実験的なシステム開発の請負を行っております。

コンサルティング業務及び先進的なシステム開発を重ねていくことにより、開発力が向上するとともにコアテクノロジーに関するノウハウが蓄積されており、これら蓄積されたノウハウをシステムソリューション事業、プロダクツ事業にフィードバックすることにより、各事業における相互補完を図っております。

4 サービス事業

携帯電話に特化した高付加価値サービスを提供するとともに携帯電話向けソフトウェアの検証請負を行っております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、(株)コネクテクノロジーは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

未定です。

取引関係

当社の完全子会社である(株)コネクテクノロジーと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(株)コネクテクノロジーは、第11期定時株主総会による承認を条件として、平成23年3月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、(株)コネクテクノロジーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成22年10月21日開催の取締役会において作成し、株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、(株)コネクテクノロジーの普通株式1株につき当社の普通株式100株をもって割当て交付します。本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社コネクテクノロジーズ（住所：東京都新宿区西新宿七丁目7番29号、代表取締役会長：堀口利美、以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社である株式会社コネクホールディングス（以下「乙」という。）を設立するため、以下のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は単独株式移転の方法により、新たに設立する乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社コネクホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 堀口利美（代表取締役社長）
長倉統己
赤尾泰明
阿部純丈（社外取締役）
- (2) 設立時監査役 大森勲（社外監査役）
水品靖芳（社外監査役）
大松澤清隆（社外監査役）
- (3) 設立時会計監査人 堂島監査法人

第4条（乙が本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記録された甲の株主に対して、その有する甲の普通株式に代わり、甲が乙の成立の日の前日の最終の時点における甲の発行済株式の総数の合計に100を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の普通株式を、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記録された株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記録されているものとみなす。）に対して、その有する甲の普通株式に代わり、次のとおり割当てる。
甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式100株

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 10,000,000円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権およびその割当てならびに社債の承継）

1. 乙は、本株式移転に際し、下記「甲株式移転計画新株予約権・承継社債」欄記載の新株予約権および新株予約権付社債に関する甲の新株予約権者に対して、それぞれ、その有する甲の新株予約権の代わりに、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際し、下記「乙割当て新株予約権および承継社債」欄の記載に従い、前項の乙の新株予約権を、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者に対し、その有する甲の新株予約権1個につき乙の新株予約権1個の割合にて割当てる。
3. 乙は、本株式移転に際し、下記「甲株式移転計画新株予約権・承継社債」欄記載中の株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について、甲が乙の成立の日の前日の最終の甲の（社債原簿に記載または記録された）社債権者に対し負担する社債の債務（下記「乙による社債債務承継額」）を株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継するものとする。

4. 本株式移転計画作成日から乙の成立の日の前日最終までに下記「甲株式移転計画新株予約権・承継社債」欄記載の新株予約権が行使された場合には、前1項から3項までに記載した交付および割当てにかかる新株予約権および承継される社債債務については、それぞれ行使にかかる新株予約権の数および社債の金額を、交付・割当てにかかる新株予約権および承継にかかる社債債務額から減じるものとする。

記

甲株式移転計画新株予約権・承継社債	乙割当て新株予約権および承継社債	乙による社債債務承継額
株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権(別紙2)	株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権(別紙3)	社債債務承継部分なし
株式会社コネクテクノロジーズ第3回新株予約権(別紙4)	株式会社コネクホールディングス第2回新株予約権(別紙5)	社債債務承継部分なし
株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(別紙6)	株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(別紙7)	社債総額は金190,000,000円

以上

第7条(乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成23年3月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条(乙の株式上場および株主名簿管理人)

- 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。
- 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条(本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失うものとする。

- 乙の成立の前日までに、甲の株主総会において、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項の承認が得られなかった場合。
- 乙の成立の日までに、法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合。

第10条(事情変更)

本株式移転計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲は、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成22年10月21日

甲： 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
株式会社コネクテクノロジーズ
代表取締役会長 堀口 利美

別紙1「株式会社コネクトホールディングス 定款」

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社コネクトホールディングスと称し、英文ではConnect Holdings Corp.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

- (1) コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びデータベースシステム並びにこれらの周辺機器の企画、開発、販売、賃貸及び保守
 - (2) 情報通信機器、事務用機器、自動制御機器、医療機器及びこれらの周辺機器の企画、開発、販売、賃貸及び保守
 - (3) 情報処理、ICTタグ、情報通信ネットワークに関するコンピューターシステムの企画、開発、設計、販売、賃貸、保守及びそのコンサルタント
 - (4) デジタルコンテンツ（テキスト・音声・静止画・動画等）の企画、制作、販売、賃貸及び輸出入
 - (5) 会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋
 - (6) インターネットを利用した各種情報提供サービス
 - (7) 広告業並びにセールスプロモーションに関する情報・資料の収集、企画、請負、コンサルティング業務
 - (8) マーケティングリサーチ及び各種情報の調査、収集、分析
 - (9) 印刷物、書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売
 - (10) 通信機器及びオーディオビジュアル機器の企画、開発、調査、コンサルタント、販売、賃貸及び保守
 - (11) 医療に関する臨床試験、統計分析、統計解析に関する受託・請負、管理、調査及びコンサルティング
 - (12) 金融業
 - (13) 各種料金の請求収納代理業
 - (14) 動産の賃貸借、管理、仲介業及び倉庫業
 - (15) 商業施設及び公共施設の建設及び設計に関するコンサルティング業務並びに電気設備工事
 - (16) 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
 - (17) 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業
 - (18) 労働者派遣業
 - (19) コールセンター業務
 - (20) 各種企業、団体等に関する研修の企画、請負及び経営コンサルティング
 - (21) 前各号に附帯関連する一切の業務
2. 当社は、前項に附帯関連する業務を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は41,474,400株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利制限）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、議長となる。

前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（基準日）

第14条 当会社は、毎年8月31日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項の規定にかかわらず、8月31日の経過後、その事業年度に関する定時株主総会までに発行された株式（新株予約権の行使によるものを含む。）について、前項の株主に加え、8月31日と異なる日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを定めることができる。

前2項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項

に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第24条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（役付取締役）

第25条 代表取締役は、取締役会の決議により若干名を選定する。

取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（相談役及び顧問）

第27条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

（選任方法）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（常勤の監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役の責任免除）

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第37条 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第40条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

（事業年度）

第41条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第42条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって毎年8月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

（中間配当）

第43条 当社は、毎年2月末日を会社法第454条第5項の規定による中間配当（以下、「中間配当」という。）の基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

未払いの剰余金の配当（中間配当金を含む。）には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 定款第41条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成23年8月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 定款第26条（報酬等）及び第32条（報酬等）の規定にかかわらず、当会社の会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「当初報酬額」という。）は、年額100,000千円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の当初報酬額は、年額60,000千円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結のときをもって削除されるものとする。

別紙2「株式会社コネクトテクノロジーズ 第2回新株予約権の内容」

株式会社コネクトテクノロジーズ

第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 「株式会社コネクトテクノロジーズ 第2回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は9株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたり金240,003円

各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各本新株予約権を行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は金26,667円とする。

なお、発行日以降、当社が株式の分割、併合をする場合、時価を下回る価額で新たに普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合及び平成14年4月1日改正前商法に定める転換社債の転換、新株引受権証券ならびに同改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。）行使価額は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合の行使価額調整式は次の通りとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合、及び平成14年4月1日改正前商法に定める転換社債の転換、新株引受権証券ならびに同改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。）の行使価額調整式は次のとおりとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3)に定める「調整後行使価額を適用する日」の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場証券取引所（ただし、当社株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は(3)に定める「調整後行使価額を適用する日」の1ヶ月前の日における当社普通株式の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している株式数を除した株式数とする。

ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき「既発行株式数」が公正妥当に算出できる場合はその「既発行株式数」を使用するものとする。

自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 調整後行使価額を適用する日は、次の定めるところによる。

(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、前文ただし書以下の場合で、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次に定める算式により、当社の普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する金額は現金をもってこれを支払う。円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。ただし、端株原簿に記載すべき端株の部分については、この限りではない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額をもって新株予約権の行使により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(4)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 本新株予約権の行使請求期間

平成15年8月26日から平成25年7月23日まで

5. 本新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権は全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(2)当社普通株式にかかる株式が店頭売買目的有価証券として日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

(3)その他の権利行使の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

資本に組入れる額は、行使価額(ただし調整された場合は調整後行使価額、以下同じ。)に0.5を乗じた金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。)、行使価額から資本に組入れる額を減じた金額を資本に組入れない額とする。

7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 本新株予約権の取得事由

(1)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の本新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

9. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙3「株式会社コネクホールディングス 第1回新株予約権の内容」

株式会社コネクホールディングス
第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社コネクホールディングス 第1回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は900株とする。

なお、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおける株式会社コネクテクノロジーズ(以下「コネクテクノロジーズ」という。)及び当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおけるコネクテクノロジーズ及び当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたり金240,003円

各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各本新株予約権を行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

なお、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおけるコネクテクノロジーズ及び本新株予約権割当後における当社が株式の分割、併合をする場合、時価を下回る価額で新たに普通株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合の行使価額調整式は次の通りとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で普通株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使の場合を除く。))の行使価額調整式は次のとおりとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3)に定める「調整後行使価額を適用する日」の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場証券取引所(平成22年10月21日以降当社の成立の前日までにについては東京証券取引所。なお、当社株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は(3)に定める「調整後行使価額を適用する日」の1ヶ月前の日における当社普通株式の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している株式数を除した株式数とする。

ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき「既発行株式数」が公正妥当に算出できる場合はその「既発行株式数」を使用するものとする。

自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 調整後行使価額を適用する日は、次の定めるところによる。

(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（以下「剰余金」という。）が資本金の額に組入れられることを条件として株式分割をする旨取締役会で決議する場合、剰余金を資本金の額に組入れる決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割の効力発生日とする場合は、調整後行使価額は、当該剰余金を資本金の額に組入れる決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、前文ただし書以下の場合で、株式分割の効力発生日の翌日から当該剰余金を資本金の額に組入れる決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次に定める算式により、当社の普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する金額は現金をもってこれを支払う。円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額をもって新株予約権の行使により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(4) 平成22年10月21日以降当社成立の日の前日までにおけるコネクトテクノロジーズ及び当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年3月1日から平成25年7月23日まで

5. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (2) 当社普通株式にかかる株式が店頭売買目的有価証券として日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の本新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

9. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙4「株式会社コネクトテクノロジーズ 第3回新株予約権の内容」

株式会社コネクトテクノロジーズ

第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 「株式会社コネクトテクノロジーズ 第3回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたり金564,624円

各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各本新株予約権を行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は金564,624円とする。

なお、株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行又は移転前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の所有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、その他当社取締役会決議により定める一定の場合にも、適切に調整されるものとする。

4. 本新株予約権の行使請求期間

平成17年9月1日から平成26年11月25日まで

ただし、当社と対象取締役及び従業員、並びに社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、権利行使期間中における本新株予約権の行使が制限されることがある。

5. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要し、若しくは社外協力者については、当社と友好な関係にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、割当てられた権利の質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員並びに社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

資本に組入れる額は、行使価額（ただし調整された場合は調整後行使価額、以下同じ。）に0.5を乗じた金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、行使価額から資本に組入れる額を減じた金額を資本に組入れない額とする。

7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当を受けた者が、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙5「株式会社コネクホールディングス 第2回新株予約権の内容」

株式会社コネクホールディングス
第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 「株式会社コネクホールディングス 第2回新株予約権」
2. 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおける株式会社コネクテクノロジーズ(以下「コネクテクノロジーズ」という。)及び当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおけるコネクテクノロジーズ及び当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権 1個あたり金564,624円
各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各本新株予約権を行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
なお、平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおけるコネクテクノロジーズ及び本新株予約権割当後における当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行又は移転前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の所有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
また、その他平成22年10月21日以降当社成立の前日までににおけるコネクテクノロジーズ取締役会決議及び当社取締役会決議により定める一定の場合にも、適切に調整されるものとする。
4. 本新株予約権の行使請求期間
平成23年3月1日から平成26年11月25日まで
ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、権利行使期間中における本新株予約権の行使が制限されることがある。
5. 本新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要し、若しくは社外協力者については、当社又は当社子会社と友好的関係にあることを要する。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
(3) 新株予約権者は、割当てられた権利の質入れその他の処分をすることができない。
(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
8. 本新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当を受けた者が、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
9. 端数の取扱い
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものと

する。

別紙6「株式会社コネクトテクノロジーズ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容」

株式会社コネクトテクノロジーズ
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 社債の名称
株式会社コネクトテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 各社債の金額 金5,000,000円
3. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
4. 新株予約権付社債券
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
5. 社債の利率 年4.6% ただし第9項の定めにしたがう。
6. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
7. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成23年9月24日（ただし同日が銀行休業日のため、本項(5)の定めにより平成23年9月22日）（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。
 - (4) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。
 - (5) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。
 - (6) 第9項第(1)号に定める第1回利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年3月24日を第1回の利息支払期日として第5項の利率から算出される年額の半分を支払い、満期償還日を満期利息支払期日として第5項の利率から算出される年額の半分を支払う。
 - (2) 第1回利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に行使の効力が発生した本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。
 - (3) 第1回利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。
 - (4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。
 - (5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日に繰上げる。
10. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とする。
なお、当社が本社債を消却した場合は、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を本項第(3)号の転換価額（ただし、本項第(4)号及び第(5)号によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、6,878円とする（以下「当初転換価額」という。）。ただし、本項第(4)号及び第(5)号の規定に従って修正又は調整されるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第8項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(4) 転換価額の修正

本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、本項第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初転換価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、本項第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ・本号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ・株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ・取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割

当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ・ 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ・ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ・ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ・ 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ・ その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ・ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号の規定にかかわらず、本号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き本号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限転換価額については、本号に従った調整を行うものとする。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

(6) 本新株予約権の行使請求期間

平成22年9月28日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(10) 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。

12. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第8項及び第9項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第10項第(4)号乃至第(5)号又は第11項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができな
いとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもか
かわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50百万円を超えない場合は、こ
の限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会に
おいて解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当
社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

13. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14. 償還金及び利息支払い事務取扱者

当社 経営管理統括本部

15. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

別紙7「株式会社コネクホールディングス 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容」

「株式会社コネクホールディングス 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の発行については、株式移転設立完全親会社となる当社が株式移転に際して株式移転完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの「株式会社コネクテクノロジーズ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付します。

なお、当社は「株式会社コネクテクノロジーズ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」についての社債に係る負債を継承するものであり、その社債に関する詳細は別紙6「株式会社コネクテクノロジーズ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容」のとおりです。

従って当該継承に伴って、「株式会社コネクテクノロジーズ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」の銘柄は「株式会社コネクホールディングス 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」となります。

株式会社コネクホールディングス
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を第3項第(2)号の転換価額（ただし、第3項第(4)号及び第(5)号によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、株式会社コネクテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）上場最終日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする（1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。）。ただし、本項第(4)号及び第(5)号の規定に従って修正又は調整されるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本社債の償還期限に係らず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(4) 転換価額の修正

本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む、以下同じ。）のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。）の取引所における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切捨て、以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、本項第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が金35円（ただし、本項第(5)号による調整を受ける、以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が金138円（ただし、本項第(5)号による調整を受ける、以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

・ 本号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

・ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

・ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

・ 上記 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

・ 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

・ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

・ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号 の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

・ 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

・ その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

・ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号 の規定にかかわらず、本号 に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き本号 に基づく転換価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、

下限転換価額については、本号 に従った調整を行うものとする。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本号 の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

4. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

9. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	㈱コネクホールディングス (完全親会社)	㈱コネクテクノロジーズ (完全子会社)
株式移転比率	1	100

- (注) 1．本株式移転に伴い、㈱コネクテクノロジーズの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式100株を割当交付いたします。
- 2．当社の普通株式の単元株式数は、100株とする予定です。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転は、㈱コネクテクノロジーズ単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の㈱コネクテクノロジーズの株主構成と当社の株主構成に変化は生じないことから1：1の株式移転比率を検討しておりましたが、1単元を100株とする投資単位の水準と現行の1株当たりの株価水準を勘案し、当社成立日の前日の㈱コネクテクノロジーズの最終の株主名簿に記録された株主に対して、その有する㈱コネクテクノロジーズの普通株式1株につき、当社の普通株式100株を割当てることとしました。なお、㈱コネクテクノロジーズは自己株式372株を保有しておりますが、株式移転の効力発生日前までに消却を予定しております。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記(1)の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

(3) 新株予約権の取扱い

上記(1)の理由から、本株式移転に際し、新株予約権に関する㈱コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して㈱コネクテクノロジーズの新株予約権の代わりに、新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付することといたしました。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

(1) 単元株式数

㈱コネクテクノロジーズでは単元株制度を採用しておりませんが、当社では1単元につき、100株の単元株制度を採用します。なお、単元株制度の採用に伴って、当社は、定款において 会社法第189条第2項各号に掲げる権利、 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利、のそれぞれの権利以外の権利を有しない旨の規定を定めております。

(2) 社外取締役の責任免除

㈱コネクテクノロジーズでは会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めておりませんが、当社では社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

(3) その他

㈱コネクテクノロジーズでは議事録の規定を定款で定めておりましたが、当社では、当該規定は定款で定めておりません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクテクノロジーズの株主が、その有する(株)コネクテクノロジーズの普通株式につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)コネクテクノロジーズに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)コネクテクノロジーズが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、当日出席できない場合は、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年11月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後7時00分）までに議決権を行使することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日の最終の(株)コネクテクノロジーズの株主名簿に記録された(株)コネクテクノロジーズの株主に割当てられます。株主は、自己の(株)コネクテクノロジーズの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

(2) 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

3．組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

(2) 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)コネクテクノロジーズの最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)コネクテクノロジーズの本店に平成22年11月11日より備置く予定です。

は、平成22年10月21日開催の(株)コネクテクノロジーズの取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、本株式移転に際して(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、(株)コネクテクノロジーズの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)コネクテクノロジーズの本店で閲覧することができます。

2．第11期定時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成22年8月31日	第11期定時株主総会基準日
平成22年10月21日	本株式移転計画承認取締役会
平成22年11月26日（予定）	本株式移転計画承認第11期定時株主総会
平成23年3月1日（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
平成23年3月1日（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

(株)コネクテクノロジーズの株主が、その有する(株)コネクテクノロジーズの普通株式につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)コネクテクノロジーズに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)コネクテクノロジーズが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

(3) 新株予約権付社債について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)コネクトテクノロジーズの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。なお、第11期（平成22年8月期）における数値はいずれも参考数値であります。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 (参考)
決算年月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月
売上高 (千円)	2,184,389	2,766,913	2,600,710	2,695,975	1,571,070	638,090
経常損失 (千円)	148,415	532,425	1,002,318	989,688	775,308	478,425
当期純損失 (千円)	1,726,831	925,735	1,778,760	1,318,585	1,294,068	479,893
純資産額 (千円)	4,788,777	4,983,215	2,880,900	1,614,652	486,282	-
総資産額 (千円)	6,488,848	5,941,017	3,479,794	2,219,158	813,015	-
1株当たり純資産額 (円)	113,610.05	110,136.70	63,500.74	35,707.72	7,952.67	-
1株当たり当期純損失 (円)	45,121.14	20,722.03	39,575.50	29,273.27	21,391.34	5,374.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純 利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	73.8	82.9	82.2	72.5	59.8	-
自己資本利益率 (%)	36.1	19.1	45.7	59.0	123.6	-
株価収益率 (倍)	9.66	13.03	1.55	0.4	0.83	-
営業活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	103,499	607,388	843,538	938,923	723,699	312,071
投資活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	3,761,459	1,060,707	797,479	98,961	91,492	71,730
財務活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	5,127,088	44,182	55,972	31,600	271,552	177,563
現金及び現金同等 物の期末残高 (千円)	3,226,588	1,606,648	1,507,166	431,924	70,403	7,626
従業員数(外、平 均臨時雇用者) (人)	126 (12)	199 (13)	220 (16)	241 (21)	142 (8)	44

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たりの当期純損失であるため記載しておりません。

3. 純資産額の算定に当たり、第8期（平成19年8月期）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4. 独立監査人について、第6期（平成17年8月期）及び第7期（平成18年8月期）並びに第8期（平成19年8月期）はあずさ監査法人、第9期（平成20年8月期）は東陽監査法人、第10期（平成21年8月期）は清友監査法人であり、いずれの決算期も監査報告書を独立監査人より受領しております。なお、第11期（平成22年8月期）につきまして

は、独立監査人は堂島監査法人であり、本届出書提出日現在、監査報告書を受領していません（平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会において承認を得る予定です）。

5. 第10期（平成21年8月期）において(株)コネクトテクノロジーズの連結子会社であった株式会社マイティークラブの所有株式の全てを平成22年7月22日付で同社が譲渡したため、(株)コネクトテクノロジーズの関係会社（連結子会社）ではなくなりました。これに伴い第11期（平成22年8月期）にかかる連結貸借対照表を作成していないため、連結財政状態（純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率）については、記載していません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーの最近連結会計年度の主要な経営指標等は「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 平成22年10月21日 ㈱コネクテクノロジーは、本株式移転計画を作成し、第11期定時株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議
- 平成22年11月26日 ㈱コネクテクノロジーの第11期定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、㈱コネクテクノロジーがその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成23年3月1日 ㈱コネクテクノロジーが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、㈱コネクテクノロジーの沿革につきましては、㈱コネクテクノロジーの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーで構成される当社グループの主な事業の内容は以下のとおりです。

(1) システムソリューション事業

顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築等ソリューションを提供しております。具体的には、携帯電話を鍵として利用する鍵管理システムや、携帯電話を利用した会員証システムの構築、携帯電話をかざすことにより発券・入場が可能となるチケットサービス等幅広く取り組んでおります。

(2) プロダクツ事業

システムソリューション事業で蓄積してきたノウハウをソフトウェアツール（開発を容易にするユーティリティ・ソフト）、ライブラリ（プログラムの集合体）、エンジン（特定の処理を行う際の中心機能）といった形にパッケージングした販売を行っております。これに加え、ハードウェアの設計、プロトタイプ製作をはじめとするハードウェアソリューションにも取り組んでおります。

(3) コンサルティング事業

携帯電話を利用したサービス展開を検討している顧客企業向けに、技術的なアプローチによるコンサルティング及び実験的なシステム開発の請負を行っております。

コンサルティング業務及び先進的なシステム開発を重ねていくことにより、開発力が向上するとともにコアテクノロジーに関するノウハウが蓄積されており、これら蓄積されたノウハウをシステムソリューション事業、プロダクツ事業にフィードバックすることにより、各事業における相互補完を図っております。

(4) サービス事業

携帯電話に特化した高付加価値サービスを提供するとともに携帯電話向けソフトウェアの検証請負を行っております。

なお、当該事業に携わっている主要な関係会社については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」記載の事業系統図をご参照ください。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

（1）当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

（2）連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの連結会社の平成22年8月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
システムソリューション事業	15
プロダクツ事業	7
コンサルティング事業	1
サービス事業	4
全社（共通）	17
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズにおいて労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの業績等の概要については、㈱コネクトテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの生産、受注及び販売の状況については、㈱コネクトテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの対処すべき課題については、㈱コネクトテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により㈱コネクトテクノロジーズの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における㈱コネクトテクノロジーズの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。㈱コネクトテクノロジーズの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において㈱コネクトテクノロジーズが判断したものであります。

(1) 技術・サービスの変化について

当社グループが事業を展開している携帯電話を中心としたモバイルインターネット関連業界は技術の進捗が著しく、その技術を利用したサービスも急激に変化しておりました。

このような状況の中、当社グループの事業領域において、常にトップレベルの技術力を維持するためには継続的な研究開発が必要となり、これには相当の時間と費用がかかります。

また、新しい機能を搭載した携帯電話の投入やシステムの変更等は、通信キャリアの事業方針により大きく影響を受けるものと考えられます。当社グループはこれらの状況変化に適時に対応してまいりますが、万一対応できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 保守運用業務取引の持続性について

当社グループの行っている事業うち、保守運用業務につきましては、各々の取引に応じた期間の契約に従って行われております。通常システム開発事業における、保守運用業務につきましては、取引の持続性が認められるケースが一般的であります。当社グループの場合一定の期間で終了する契約もしくは、一定期間終了後同期間自動更新等という契約になっており、取引の持続性が保証されているものではありません。

このため、何らかの理由により予定していた取引の打ち切り等があった場合、当社グループの事業戦略及び業績その他に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 人材の獲得について

当社グループが今後成長していくためには、携帯端末向けのシステム技術者、システム提供のための企画、営業担当者、及び拡大する組織に対応するための管理担当者など、各方面での優秀な人材をいかに確保していくかが重要になります。当社グループでは優秀な人材の確保のために努力を続けておりますが、適切な人材確保及び配置に失敗した場合、当社グループの業務に支障が出る可能性があります。

(4) 法的規制等について

現在、当社グループの事業を推進するうえで、直接的影響を受けるような法的規制はありません。しかし、今後において法令の適用及び新法令の制定等、当社グループの事業を規制する法令等が制定された場合、当該規制に対応するため、コスト増加等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 特許権の取得について

当社グループは開発したシステムやビジネスモデル等に関して、特許権の対象となる可能性のあるものについては、積極的にその取得を目指して対応しておりますが、当社グループのノウハウ等を権利保護した場合においても、他者が類似のノウハウ等について権利取得した場合、当社グループの事業が制約される可能性があります。

(6) その他の財産について

当社グループは、第三者が保有する知的財産権を侵害することのないように当社グループ及び外部への委託等により調査を行っております。しかし、これらの調査が十分かつ妥当であるという保証はありません。万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。これらに対する対価の支払等が発生する可能性があります。

また、当社グループが所有する知的財産権に関しましても、第三者に侵害される可能性があります。こうした場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) プログラム不良について

当社グループの開発したプログラムその他のソフトウェア又はハードウェアに不良箇所が発生した場合、これら当社製品を使用したサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損等が生じる可能性があります。

当社グループはこれら当社グループ製品を納品する前に社内において入念なチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) システムダウンについて

当社グループの事業のうちシステムソリューション事業の一部につきましては、当社グループのサーバ等を介してサービスの提供を行っているものがあり、自然災害や事故等により当社のサーバ等が作動不能や停止する可能性があります。

また、外部からの不正な手段による侵入等の犯罪や当社グループ担当者の過誤等により重要なデータの消失や不正に入手される可能性があります。

このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の管理について

当社グループはシステム開発やその運営保守又はサービス事業の遂行過程において、最終ユーザの個人情報を取り扱う可能性があります。この点に関しましては、情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を受ける等、社内管理を徹底しておりますが、万一これらの情報が社外に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜につながる恐れがあり、結果として当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 投資について

当社グループはビジネス展開を補完することを目的に、積極的に買収、子会社設立、資本業務提携を進めております。投資の際には事前にリスクとリターンを評価し実行しておりますが、投資先の事業の状況が当社グループの業績に与える影響を確実に予測するのは困難であり、投資先の事業の進捗状況によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) M & Aについて

当社グループはビジネス展開を補完することを目的に、M & Aによる事業の拡大を経営戦略の一つとしております。それらを実施する場合には、対象企業の財務内容等についてデュー・ディリジェンスを行うことにより、事前にリスクを回避するように努めていますが、その後の市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた効果を得ることができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 継続企業の前提に関する事項の注記について

当社の子会社である(株)コネクトテクノロジーは第10期連結会計年度において738百万円、第11期第3四半期連結累計期間に347百万円の営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローにおいても第10期連結会計年度に723百万円、第11期第3四半期連結累計期間に251百万円と大幅なマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じ

させるような状況が存在しております。当該状況の解消を図るべく当社グループとして対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社及び当社グループの事業に支障を来す可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの研究開発活動については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書(平成21年11月27日提出)、訂正有価証券報告書(平成22年2月3日)、訂正有価証券報告書(平成22年8月27日)及び四半期報告書(平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書(平成21年11月27日提出)、訂正有価証券報告書(平成22年2月3日)、訂正有価証券報告書(平成22年8月27日)及び四半期報告書(平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの設備投資等の概要については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの主要な設備の状況については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの設備の新設、除却等の計画については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成23年3月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,747,400
計	41,747,400

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,368,600	東京証券取引所(注2)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
計	10,368,600	-	-

(注)1. (株)コネクトテクノロジーズの発行済株式総数102,240株(平成22年8月31日現在)に基づき、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部における平成22年9月24日から平成22年9月30日までの間の転換行使(行使により交付された(株)コネクトテクノロジーズの株式数はBrillance Hedge Fundで909株、Brillance Multi Strategy Fundで909株の合計1,818株)により発行された株式数を加算した数値を記載しており、実際に持株会社となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. (株)コネクトテクノロジーズは、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

会社法に基づき発行する新株予約権は次のとおりです。

株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権の数(個)	134(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,600(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり240,003(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成25年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成22年8月31日現在の株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性がります。

- 2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性がります。また、株式移転計画書別紙3の2をご参照下さい。
- 3.株式移転計画書別紙3の3をご参照下さい。
- 4.株式移転計画書別紙3の6をご参照下さい。

株式会社コネクトホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権の数(個)	130(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり564,624(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成26年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,647 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙5の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成22年8月31日現在の株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクトホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙5の2をご参照下さい。

3.株式移転計画書別紙5の3をご参照下さい。

4.株式移転計画書別紙5の6をご参照下さい。

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成22年8月31日現在の株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

- 2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
 3.株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
 4.株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。

5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。
2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。
< 転換価額の修正 >
転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を当初転換価額の50%までの35円とする。
3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額：
当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て）
上限転換価額 138円
下限転換価額 35円
（いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）
4. 割当株式数の上限、下限：
上限 1,376,778株
下限 5,428,566株
（「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）
5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。
当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクトテクノロジーズの取締役会決議（株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議）及び平成22年11月26日開催予定の(株)コネクトテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日（東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときは、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

7. 当社の株券の売買について社債権者との間で締結する予定の取決めの内容

本社債に付された新株予約権の行使により発行され、社債権者に交付された当社新株式の売買については特に取り決めはございません。なお社債権者であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとは、当社の

特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される）とBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとのいずれの間で、本社債にかかる買受契約の締結に起因又は関連してなされる空売りを目的として、借株を行わない旨を当該買受契約書において約する予定であります。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について社債権者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年3月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年3月1日	10,368,600	10,368,600	10,000	10,000	0	0

(注) ㈱コネクトテクノロジーズの発行済株式総数102,240株（平成22年8月31日現在）に基づき、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部における平成22年9月24日から平成22年9月30日までの間の転換行使（行使により交付された㈱コネクトテクノロジーズの株式数はBrilliance Hedge Fundで909株、Brilliance Multi Strategy Fundで909株の合計1,818株）により発行された株式数を加算した数値を記載しており、実際に持株会社となる㈱コネクトホールディングス（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	10	51	7	4	5,889	5,963	-
所有株式数 (株)	-	35	493	46,485	654	120	54,453	102,240	-
所有株式数の割合(%)	-	0.03	0.48	45.47	0.64	0.12	53.26	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において大株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
堀口利美	東京都港区	43,904	42.94
加来徹也	相模原市南区	9,896	9.67
山内和男	名古屋市西区	1,190	1.16
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川4-5-15	900	0.88
戸賀崎秀彰	東京都文京区	711	0.69
笹岡俊二	広島県西区	700	0.68
須藤邦宏	兵庫県西宮市	644	0.62
山内和男	名古屋市西区	535	0.52
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	486	0.47
伊藤広明	東京都町田市	414	0.40
計	-	59,761	58.45

- (注) 1. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクトテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」(金融商品取引法第24条の5第4項、及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)により提出したもの)の内容を加味して記載しております。
2. 山内和男氏は同性同名ではありますが、株主名簿における住所が異なるため異なる株主として記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 372	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式101,868	101,868	権利内容に何ら限定の無い株式です。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	102,240	-	-
総株主の議決権	-	101,868	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年3月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、(株)コネクトテクノロジーは自己株式372株を保有しておりますが、株式移転の効力発生日前までに消却を予定しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

(株)コネクトテクノロジーは、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、(株)コネクトテクノロジーの取締役、監査役及び従業員並びに社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、平成15年7月24日開催の臨時定時株主総会、平成16年11月25日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成23年3月1日に交付される予定です。

株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	平成15年7月29日開催の臨時株主総会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	(株)コネクトテクノロジーの取締役3名、従業員16名、社外協力者6名（注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．(株)コネクトテクノロジー第2回新株予約権の決議年月日であります。

2．本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社コネクトホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	平成16年11月25日開催の第5期定時株主総会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	(株)コネクトテクノロジーズの監査役2名、従業員17名 （注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．(株)コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。

2．本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成23年3月1日に設立予定であるため、該当事項はありません。

当社の配当につきましては、株主総会の決議により定める予定であります。ただし、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）につきましては、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定める予定であります。

4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズの株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月
最高(円)	919,000	296,000	92,000	55,000	20,000
最低(円)	193,000	59,100	11,000	10,760	5,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	12,700	9,990	8,900	8,400	6,850	6,270
最低(円)	8,000	7,750	5,900	6,170	5,890	3,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	-	堀口利美	昭和36年12月5日生	平成12年5月 株式会社フォーサイト 取締役 平成12年12月 株式会社ナチュラループラス 取締役 平成13年9月 株式会社プラティア 代表取締役社長（現任） 平成16年6月 有限会社インターコスモス 代表取締役（現任） 平成22年7月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役 平成22年8月 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼CEO（現任）	(注)5	4,390,400株
取締役	-	長倉統己	昭和42年12月15日生	平成2年4月 国際証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）入社 平成2年12月 株式会社東邦フーズサービス設立 代表取締役 平成4年3月 オレガ株式会社 取締役 平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役 平成17年3月 オックスキャピタル株式会社設立 取締役 平成17年11月 オックスキャピタル株式会社 代表取締役 平成19年6月 株式会社コネクトテクノロジーズ 入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 平成19年9月 株式会社CT事業再生投資 代表取締役 平成22年1月 株式会社コネクトテクノロジーズ 執行役員CFO兼経営管理統括本部長（現任）	(注)5	-
取締役	-	赤尾泰明	昭和42年11月24日生	平成2年4月 株式会社東芝 入社 平成3年4月 東芝EMI株式会社 入社 平成19年1月 株式会社ピタースウィートミュージック設立 代表取締役（現任）	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	阿部純丈	昭和39年9月26日生	昭和62年6月 東京医科大学八王子医療センター 入社 昭和63年4月 郵政省（現 日本郵政株式会社）入省 平成3年2月 ファルマシア（現 ファイザー株式会社）株式会社 入社 平成12年9月 有限会社イベリカインターナショナル（現 株式会社イベリカホールディングス）入社 平成13年5月 株式会社イベリカホールディングス 取締役 平成15年4月 株式会社イベリカホールディングス 代表取締役（現任） 平成15年7月 イベリカUSA（米国ニューヨーク州）設立 代表取締役（現任） 平成20年4月 九州大学医学部大学院 非常勤講師（現任） 平成20年5月 株式会社イベリカCRD設立 代表取締役（現任） 平成20年7月 株式会社イベリカシステムソリューションズ設立 代表取締役（現任）	(注)5	-
監査役 (常勤)	-	大森勲	昭和18年2月1日生	昭和41年4月 日本メモレックス 入社 昭和51年2月 株式会社藤田商店 入社 平成19年5月 東和興産株式会社 代表取締役（現任） 平成22年10月 株式会社コネクテクノロジーズ 仮監査役（現任）	(注)6	-
監査役	-	水品靖芳	昭和49年10月6日生	平成12年10月 千代田国際公認会計士共同事務所 入所 平成18年1月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成22年6月 オリオン税理士法人設立 代表社員（現任） 平成22年10月 株式会社コネクテクノロジーズ 仮監査役（現任）	(注)6	-
監査役	-	大松澤清隆	昭和29年9月2日生	昭和52年4月 日本発条株式会社 入社 昭和55年12月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成14年8月 プラネックスコミュニケーションズ株式会社 入社 平成16年11月 株式会社コネクテクノロジーズ 監査役（現任） 平成18年10月 韓国ソフトウェア振興院（現韓国情報通信国際協力振興院） 諮問委員（現任）	(注)6	-
計						4,390,400株

(注)1. 取締役阿部純丈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 就任予定の阿部純丈氏を社外取締役とした理由は以下のとおりであります。

阿部純丈氏は㈱イベリカホールディングスの代表取締役を務めるなど、実践した経営ノウハウを指導いただけるため、社外取締役としての就任を予定しております。

3. 監査役大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 就任予定の大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏について、それぞれを社外監査役とした理由は以下のとおりであります。

- (1) 大森勲氏は(株)藤田商店の最高財務責任者を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
 - (2) 水品靖芳氏はオリオン税理士法人の代表社員を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
 - (3) 大松澤清隆氏は大手IT企業において海外勤務を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。なお、同氏は会社経営の経験はありませんが、(株)コネクテクノロジーズにおける社外監査役としての実績と経験を引き続き生かしていただけるため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - (4) 大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、(株)コネクテクノロジーズの社外監査役であり、その任期は(株)コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりとなります。
大森勲氏 2ヶ月
水品靖芳氏 2ヶ月
大松澤清隆氏 6年
5. 取締役の任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成24年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 6. 監査役任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成26年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 7. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しています。なお、社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で(株)コネクテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役(一時監査役職務代行者)として同日付で選任されており、平成22年11月26日に予定する同社の定時株主総会において、同社の社外監査役候補者として両名を推薦する予定です。
 8. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で(株)コネクテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」(金融商品取引法第24条の5第4項、及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)により提出したもの)の内容を加味して記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

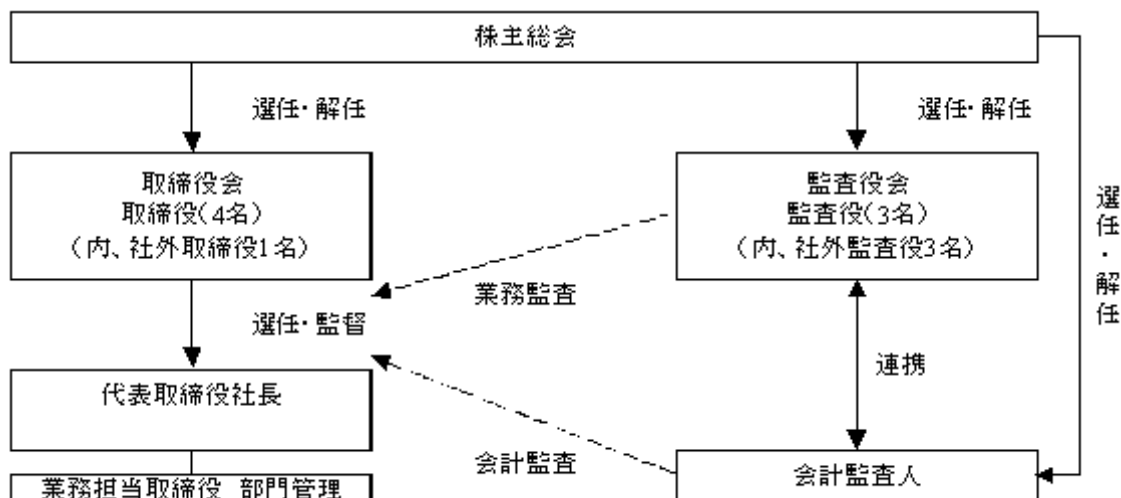
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は変化の早い事業環境にあって、経営の健全性と迅速な意思決定の両立を実現し、企業価値を継続的に増大させるためには、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要な課題であると考えております。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の内容

当社の取締役会は、本届出書提出日現在、社外取締役1名を含む取締役4名から構成する予定です。監査役会につきましては、監査役3名全員が社外監査役であり、取締役の業務遂行を監督する予定であります。また、毎月開催の取締役会のほか、毎週開催のゼネラルマネージャー職以上によるマネージャーミーティングにも監査役の参加を要請しており、十分な議論の上、迅速な意思決定ができる体制の確立を図る予定であります。一方、コンプライアンスに関しましては、顧問弁護士、監査法人等の社外専門家と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構築する予定です。

(経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況)



内部監査及び監査役監査について

当社は経営管理統括部内に内部監査担当者1名を設置する予定であり、業務の効率性改善や不正取引の発生防止等を目的に内部監査を計画的に実施する予定であります。内部監査担当者は、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役会及び会計監査人との意見交換により、内部統制組織の監査及び牽制を行う予定です。

会計監査について

会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して四半期ごとに行われる監査報告に、監査役、内部監査室長が臨席し、会計監査の過程、結果を確認していく予定であります。

コーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みについて

当社は、業務運営を適正、かつ、効率的に行うことを確保するため、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定める予定です。

なお、本方針については法令の改正及び社会情勢の変化等に対応するため、適宜見直しを行い、改善を図ることにより、適法、かつ、効率的な企業体制を構築するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、取組んで行く予定です。

役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額100百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額60百万円以内とする予定であります。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨、定款に定める予定であります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨、定款に定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社の配当の決定機関は株主総会ですが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨、定款に定める予定であります。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への利益還元を機会を充実させることを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役と社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、定款に定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨、定款に定める予定であります。これに基づき、当社は、社外取締役と社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策などの経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定める予定であります。

社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係

社外取締役1名及び社外監査役3名とも当社及び当社子会社とは人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係は発生しない予定です。また、当社は一般株主との利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を独立役員に選任する予定であります。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社でありますので、該事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、堂島監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

該事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの経理の状況については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第10期（自平成20年9月1日至平成21年8月31日）

平成21年11月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第11期第1四半期（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）

平成22年1月14日関東財務局長に提出

事業年度第11期第2四半期（自平成21年12月1日至平成22年2月28日）

平成22年4月14日関東財務局長に提出

事業年度第11期第3四半期（自平成22年3月1日至平成22年5月31日）

平成22年7月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成22年11月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- イ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月4日に関東財務局長に提出
- ロ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月10日に関東財務局長に提出
- ハ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月18日に関東財務局長に提出
- ニ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月30日に関東財務局長に提出
- ホ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月4日に関東財務局長に提出
- ヘ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転）の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月21日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成22年11月10日）までに、以下の訂正報告書を提出しております。

- イ．訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年2月3日に関東財務局長に提出
- ロ．訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年8月27日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社コネクテクノロジーズ本店（東京都新宿区西新宿七丁目7番29号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年3月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年3月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。